



生活・環境

ごみ・リサイクル

し尿・浄化槽汚泥の収集

問 清掃センター TEL 282-7289

村が許可している業者は、次の2社です。

●許可業者

(有)東海環境サービス (TEL 282-2537)

(有)東海共同企業 (TEL 282-7711)

ごみの分別

問 清掃センター TEL 282-7289

●ごみの分別収集にご協力を

ごみは家庭から必ず発生するものです。ごみを適正に分別することにより、焼却施設や最終処分場の延命化を図ることができ、ごみの減量化や資源の有効利用・リサイクルにもつながります。適正な分別はごみ排出のスタート地点である皆さんに頼るところが大きく、皆さんの大切な役割もあります。

●ごみの分別に迷ったときは…

ご家庭などで不要となった物を処分するときは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」と「資源物」に分別してください。ごみの中には、村では受け付けることのできない物もありますので、分別に迷ったときは、清掃センター作成の「保存版・ごみ処理ハンドブック」をご覧になるか、清掃センターへお問い合わせください。また、村公式ホームページや村公式LINEから、ごみの出し方について調べることもできます。



広 告

東海村環境整備事業協会

- ◆ (株)ビーンズクリーンサービス
照沼30-4 ☎ 283-1697
- ◆ (有)川崎産業
舟石川823-8 ☎ 282-7316
- ◆ (有)東海環境サービス
石神内宿2478-17 ☎ 282-2537
- ◆ (有)東海共同企業
村松3115-16 ☎ 282-7711
- ◆ 村松衛生社
村松3331-11 ☎ 282-3232
- ◆ フジワクリーン
須和間640-21 ☎ 215-9177

~廃棄物の適正処理はお任せください~

ごみを出すときは、「指定ごみ袋」「粗大ごみ処理券」の使用を

問 清掃センター TEL 282-7289

燃えるごみや燃えないごみ、粗大ごみを出すときは、村の「指定ごみ袋」または「粗大ごみ処理券」をお使いください。ご使用にならないごみは回収しません。なお、指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、村内の店舗で購入することができます。詳細は、清掃センター作成の「保存版・ごみ処理ハンドブック」や村公式ホームページなどでご確認ください。

指定ごみ袋の種類と価格

指定ごみ袋の種類	袋の色	容積	価格(枚数)
燃えるごみ	黄色	45リットル	200円(10枚)
		30リットル	150円(10枚)
		20リットル	100円(10枚)
燃えないごみ	青色	45リットル	200円(10枚)
		30リットル	150円(10枚)
		20リットル	100円(10枚)

粗大ごみ処理券の価格

粗大ごみ処理券	券の色	価格(枚数)
	ピンク色	200円(10枚)

燃えるごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

- ①燃えるごみとは、生ごみや枝葉、資源にならない紙くず、プラスチック製品や木製品などです。
- ②台所の残飯など水分の多いごみは、水分をよく切ってください。
- ③指定ごみ袋に入れて、ごみ袋の口をしっかりと結んでください。
- ④収集日の午前8時30分までにごみ集積所へ出してください。なお、収集日以外には出さないでください。燃えないごみや粗大ごみも同様です。
- ⑤段ボール箱は資源物ですので、一般ごみを入れて出したりせずに、ひも等でしばって指定された資源物ステーションへ出してください。

燃えないごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

- ①燃えないごみとは、小型の電化製品、金属製品、陶磁器、ガラス製品などです。
- ②指定ごみ袋に入れて出してください。

粗大ごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

- ①粗大ごみとは、指定ごみ袋に入らない大きさのもので、電子レンジ、布団類、自転車、家具などです。
- ②集積所に出せるのは、縦+横+高さの合計が3m未満かつ50kg以内のものです。
- ③粗大ごみ処理券をよく見えるように貼って出してください。
- ④収集日は月2回ですので、よく確認してください。

▶ 多量のごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

1回で50kgを超える重さになるごみは、ごみ集積所に出すことはできません。分別して、燃えるごみはひたちなか・東海クリーンセンターへ、燃えないごみや粗大ごみ、資源物は東海村清掃センターへ、それぞれ直接搬入してください。

*ひたちなか・東海クリーンセンターへの土曜日と年末年始の可燃ごみ直接搬入は、予約制となります。詳細は、ひたちなか・東海クリーンセンター予約センター(TEL 219-5553)へお問い合わせください。

▶ 収集できないごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

次の物は村で収集できません。適切な処分をお願いします。

家電リサイクル法該当品目(エアコン、テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、タイヤ、バッテリー、バイク、農機具、ブロック、コンクリート、瓦、レンガ、廃油、土砂、建築廃材、各種事業で生じたビニール・ポリ・プラスチック類、農業用ビニール、農薬・劇薬等の入っているまたは入っていた容器、農業用土壤消毒剤、有毒ガスを発生させる物、燃え殻、施設を傷付ける可能性が高い爆発物(ガスボンベ等)、その他産業廃棄物として指定されている全ての物

▶ 家電リサイクル法該当品目の処分

問 清掃センター TEL 282-7289

エアコン、テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を処分するときは、小売店へ引き取りを依頼してください(リサイクル券と運送料金が必要)。

また、直接引き取り所へ搬入することも可能です。直接引き取り所へ搬入する場合は、郵便局でリサイクル券を購入(振込手数料は別途)した後、引き取り所へお持ちください。

▶ ごみ集積所の新設・移転・廃止

問 清掃センター TEL 282-7289

ごみ集積所の設置には、一定の要件があるほか、届出が必要となります。まずは清掃センターへお問い合わせください。

▶ 再生資源物の回収

問 清掃センター TEL 282-7289

資源物16種類(ガラスびん(3色別)、ペットボトル、空き缶、スプレー缶、使用済み乾電池、使用済み蛍光管、水銀体温計、包装紙・菓子箱等、段ボール、紙パック、新聞、雑誌、布製品、プラスチック製容器包装)は、各自治会で定められた資源物ステーションに出してください。

また、再生資源物の分別回収を行う団体(子ども会、自治会等)に対しては、再生資源物1kgに付き7~15円の報奨金が交付されます。清掃センターに団体の登録をして、積極的に再生資源物の回収を行いましょう。

▶ リユース品の展示・販売

問 清掃センター TEL 282-7289

清掃センターでは、リユース事業を推進するため、リユース品の展示・販売を行っています。廃棄品からまだ使える物を見つけて出し、簡単な整備を行い販売していますので、ぜひお立ち寄りください。

販売日時 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分~正午、午後1時~午後4時30分

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、販売日時が変更となる場合があります。

販売品目 中古家具、雑貨、未使用の食器 等

購入資格 東海村在住の方(営利目的の方を除く)

販売方法 常設展示・常時販売

▶ エコ・ショップ制度

問 清掃センター TEL 282-7289

環境に優しい商品の販売やごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

▶ 使用済み食用油(廃食用油)の回収

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1454)

資源の有効活用を通して、循環型社会の形成等に貢献するため、一般家庭で天ぷらなどの調理に使った植物性の食用油(廃食用油)を回収しています。

●回収している廃食用油

菜種油、ごま油、紅花油、とうもろこし油、サラダ油などの植物性の食用油(著しく汚れたものや変色したものを除く)

●回収できない油

著しく汚れた油、ラード、パーム油、鉱物油、エンジンオイル

●回収方法

廃食用油(調理の際の残りかすを可能な限り取り除く)をプラスチック製容器(ペットボトル等)に入れ、キャップ(ふた)をしっかりと閉めてこぼれないようにしてください。開栓後にキャップが固定できない容器に入れる場合は、ガムテープ等でキャップを固定し、中身がこぼれないようにしてください。

*未使用のまま賞味期限を過ぎてしまった食用油など(未開封の場合)は、移し替える必要はありません。

●回収場所

各コミュニティセンターや清掃センターに設置の専用回収ボックスへ容器ごと投入してください。

▶ 生ごみ処理機器購入費の補助

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)

家庭で使用する生ごみ処理機器を購入する方に、購入費の2分の1を補助します。補助の限度額は、電気式が3万円、電気式以外が4,000円です。

生活

▶ 不法投棄物の処理について

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1451)
ひたちなか警察署東海地区交番 TEL 287-0110

所有する土地に捨てられたごみ等の不法投棄物の処理は、法律上、その土地の所有者や管理者が行うこととなります。

なお、自転車やバイク、自動車などは、盗難品の可能性がありますので、最寄りの警察署へご相談ください。

▶ ごみの屋外焼却の禁止

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1451)

廃棄物を屋外で焼却することは、ダイオキシン類の発生源となって環境汚染の原因となるほか、周囲にお住まいの皆さんに“悪臭がする・洗濯物が汚れる”などの被害を及ぼすこともあります、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています(一部の例外を除く)。

さらに、火災につながる危険もありますので、絶対にやめましょう。

▶ 空き地に繁茂した雑草は除去を

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1451)

空き地に雑草を繁茂させたまま放置することは、火災の恐れや不衛生、犯罪の誘発、美観を損なうなど生活環境上好ましくありません。土地の所有者は、適正に管理するよう努めましょう。

また、村では良好な環境を保全するため、空き地の雑草の除去について指導・勧告等を行っています。

ペット

▶ 犬を飼うときは

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)

生後3か月(91日)以上の飼い犬は、村への登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。村で行う予防注射の日程については、「広報とうかい」などでお知らせします。狂犬病はとても恐ろしい病気ですので、予防注射は必ず受けるようにしましょう。

また、犬が死亡したときは環境政策課へ「登録犬死亡届」を提出するか、ご連絡ください。

▶ 犬・猫の避妊・去勢手術費の補助について

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)

犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、野良犬などによる危害や迷惑を防ぐため、飼い犬(畜犬登録と狂犬病予防注射が済んでいること)または飼い猫の避妊・去勢手術費を補助します。

補助費用 犬・猫ともに1匹当たり避妊4,000円
去勢3,000円

*領収書・印鑑をお持ちの上、環境政策課へ申し込みください。

▶ 犬・猫に関する相談・引き取り

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)
茨城県動物指導センター TEL 0296-72-1200

犬・猫に関する相談は、環境政策課または茨城県動物指導センターで受け付けています。

犬・猫の飼育は終生飼養が原則ですが、やむを得ず飼育できなくなった場合には動物指導センターが有料で引き取ります。

ただし、犬・猫の引き取りは、犬・猫を安易に処分することを奨励しているものではありません。引き取りをお断りする場合もあります(譲渡先を探していない、繰り返し引き取りを求めている場合など)。

*原則、動物指導センターでは即日処分になります。

引取方法	条件	手数料額
動物指導センター窓口引取	月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分	成犬・猫 1匹4,000円 子犬・猫 1匹1,000円 (90日齢以下)
飼養場所(自宅)引取	引き取り時に麻酔等の特別措置が必要な場合に限る	成・子を問わず1匹につき7,000円

広 告



平日夜7時 白曜・祝日屋12時まで診療

ひまわり動物病院

院長 飯田 浩詠

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 9:00~12:00	●	●	●	/	●	●	●
午後 4:00~ 7:00	●	●	●	/	●	●	/
午後12:00~ 4:00	手術・しつけ方教室・往診等						

ご来院の前に電話下さい

☎(029) 270-5900 FAX.(029) 270-5901
<https://www.ah-himawari.net>

東海村白方1749-41 舟石川交差点角/バーミヤン向い
 動物取扱業登録 保管:茨城県第1968号 制作:茨城県第1969号 平成28年3月9日～令和8年3月8日

